

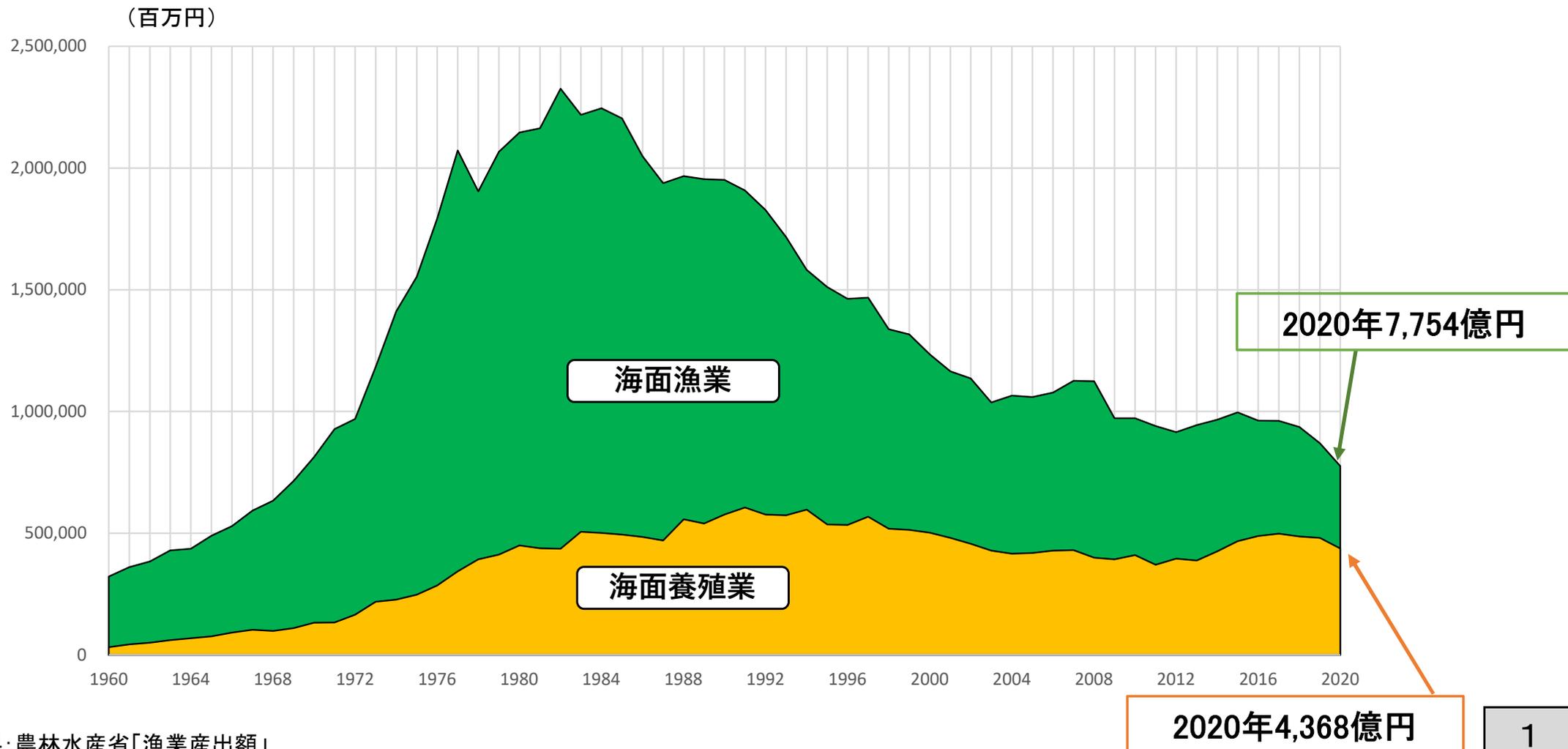
# 漁業共済制度及び漁業収入安定 対策事業(積ぶら) について

令和4(2022)年11月  
水産庁漁政部漁業保険管理官室  
補佐(共済担当)竹越 攻征

# 1-1. 漁業共済・漁業収入安定対策事業（積ぶら）の役目

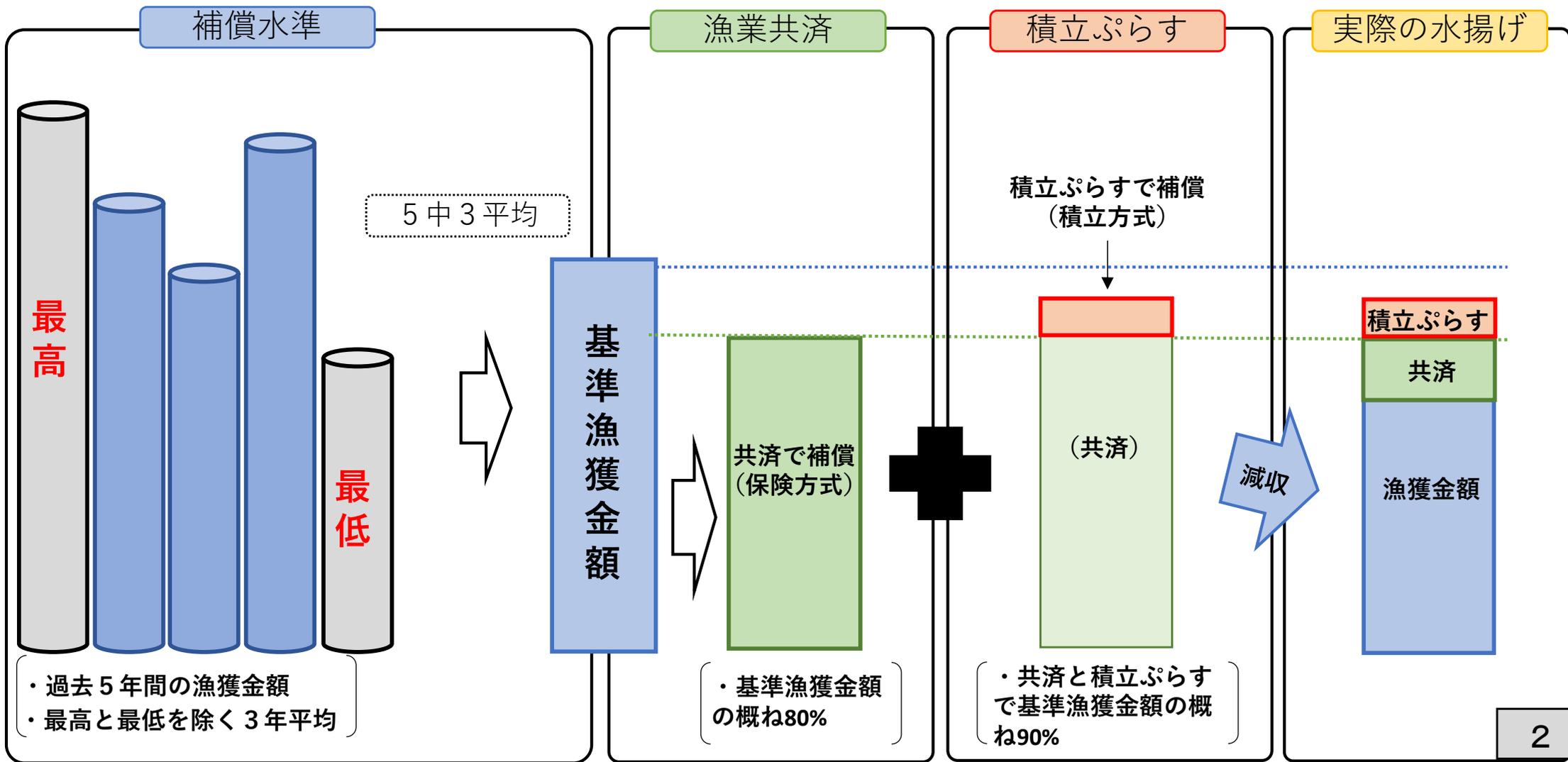
- 漁業は自然を相手としているため、その年々の魚群の来遊状況などに応じて漁獲金額が大きく変動。
- 変動による減収を一定程度補てんすることで、漁業再生産の確保と漁業経営の安定に資することが大きな役目。

## 海面漁業・養殖業生産額の推移



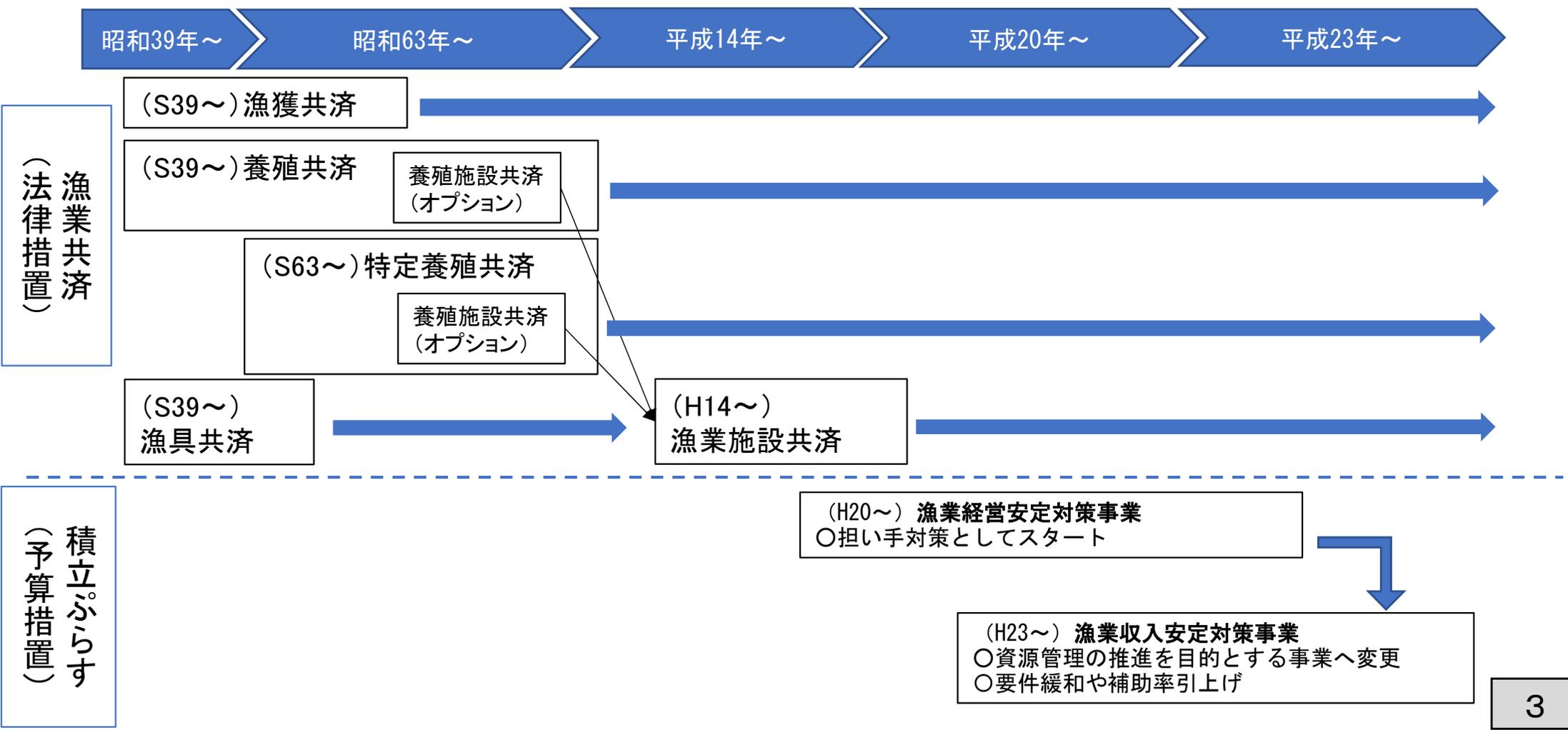
# 1-2. 漁業共済・漁業収入安定対策事業（積ぶら）のイメージ

○ 漁業者の漁獲金額(5中3)を基準として、原則80%までを「漁業共済」、その上の80~90%を「積ぶら」がカバー。



## 2. 漁業共済・漁業収入安定対策の変遷

- 漁業共済制度は、S26(1951)年に設立された全国水産業共同組合共済会により考案され、S32(1957)年から同会が試験実施。
- **S39(1964)年**に制定した**漁業災害補償法**では、漁業共済組合及び漁業共済組合連合会を共済事業の実施主体とし、**中小漁業者が不慮の事故によって受ける損失を補てん**するための制度として開始。
- 現行の**漁業収入安定対策事業(積みふら)**は**予算措置**により**H23(2011)年**から開始。



### 3. 漁業共済制度の概要

- 漁業共済制度は漁獲金額が不漁等により減少した場合の損失など、中小漁業者が異常の事象又は不慮の事故によって受けることのある損失を補償することにより、漁業再生産の確保と漁業経営の安定に資することを目的。
- 漁業者の被る損害を国が直接救済するのではなく、中小漁業者の相互扶助の精神に基づき、漁業者から集めた掛金を基本的な原資として、「保険」の仕組みを活用。

#### 漁業共済の種類と内容

|               |  |
|---------------|--|
| <b>漁獲共済</b>   | 漁船漁業、定置漁業及び一部の採貝・採藻業を対象とし、不漁等を原因とする漁獲金額の減少による損失（操業経費相当分の一部）を補償 <b>【収穫高保険方式】</b>              |
| <b>養殖共済</b>   | 一部の魚類・貝類養殖業を対象とし、養殖水産動植物の死亡、流失等による損害を補償 <b>【物損保険方式】</b>                                      |
| <b>特定養殖共済</b> | 「のり」や「ほたて貝」等の特定の藻類・貝类等養殖業を対象とし、生産量減少、品質低下等を原因とする生産金額の減少による損失（養殖経費相当分の一部）を補償 <b>【収穫高保険方式】</b> |
| <b>漁業施設共済</b> | 養殖施設又は定置網等の漁具を対象とし、その供用中の損壊等による損害を補償 <b>【物損保険方式】</b>   |

※1 収穫高保険方式:被共済者の契約期間中の生産金額が、過去の生産実績等を基に定められる補償水準に達しない場合に、減収分を補償する保険方式  
 ※2 物損保険方式:被共済者が損害を被った数量に、単位当たり共済価額を乗じて得た金額を補償する保険方式

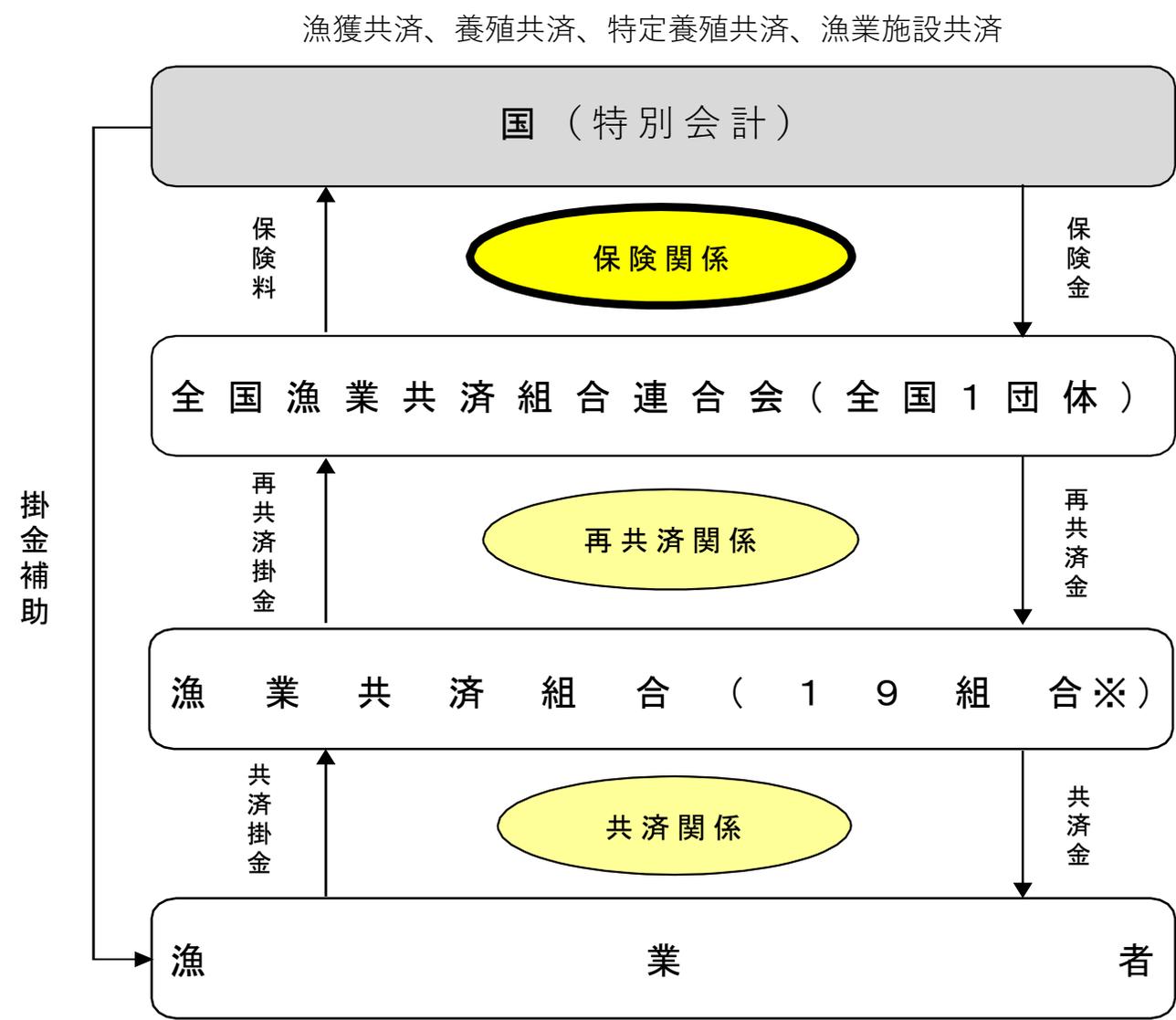
# 4. 漁業共済の対象となる魚種漁法

○ 漁業共済は、漁船漁業、定置漁業、養殖業、養殖施設、漁具等を幅広く対象

| 種類     | 方式      | 対象  |
|--------|---------|---|
| 漁獲共済   | 収穫高保険方式 | <p><b>第1号漁業</b><br/>                     【採貝・採藻業（あわび、わかめ、こんぶ、てんぐさ）】</p> <p><b>第2号漁業</b><br/>                     底びき網、さけ・ます流し網、すけとうだら刺し網、一般刺し網、しいら漬け刺し網、一般まき網、さけ・ますはえ縄、すけとうだらはえ縄、ふぐ・あまだいはえ縄、いか釣り、さば釣り、ぶり飼付、かつお・まぐろ、一般釣り・はえ縄、さんま棒受網、一般敷網、船びき網、小型定置、大型定置、その他漁業、小型合併、その他小型合併</p> |
| 養殖共済   | 物損保険方式  | かき養殖業、1・2年貝真珠養殖業、1～3年魚はまち養殖業、1～3年魚たい養殖業、さけ・ます養殖業、1～3年魚ふぐ養殖業、1～3年魚かんぱち養殖業、ひらめ養殖業、1～3年魚すずき養殖業、2・3年魚ひらまさ養殖業、まあじ養殖業、1～3年魚しまあじ養殖業、2～5年魚まはた養殖業、すぎ養殖業、まさば養殖業、2～5年魚くろまぐろ養殖業、2～4年魚めばる養殖業、かわはぎ養殖業、うなぎ養殖業  |
| 特定養殖共済 | 収穫高保険方式 | のり等（のり・もずく）養殖業、わかめ養殖業、こんぶ養殖業、真珠母貝養殖業、ほたて貝等（ほたて貝・とり貝・えぞいしかげ貝・ひおうぎ貝）養殖業、特定かき養殖業、くるまえび養殖業、うに養殖業、ほや養殖業  |
| 漁業施設共済 | 物損保険方式  | 浮流し式養殖施設、はえ縄式養殖施設、くい打ち式養殖施設、いかだ、網いけす、定置網、まき網  |

# 5. 漁業共済の仕組み

- 漁業共済では、制度の安定化を図るため、県段階の漁業共済組合が漁業者から共済契約を引き受け、地域での危険分散を担い、全国漁業共済組合連合会が再共済することにより全国的な危険分散を実施。
- さらに、異常災害による巨額の損失に対応するため、国が保険を実施し、特別会計で経理。



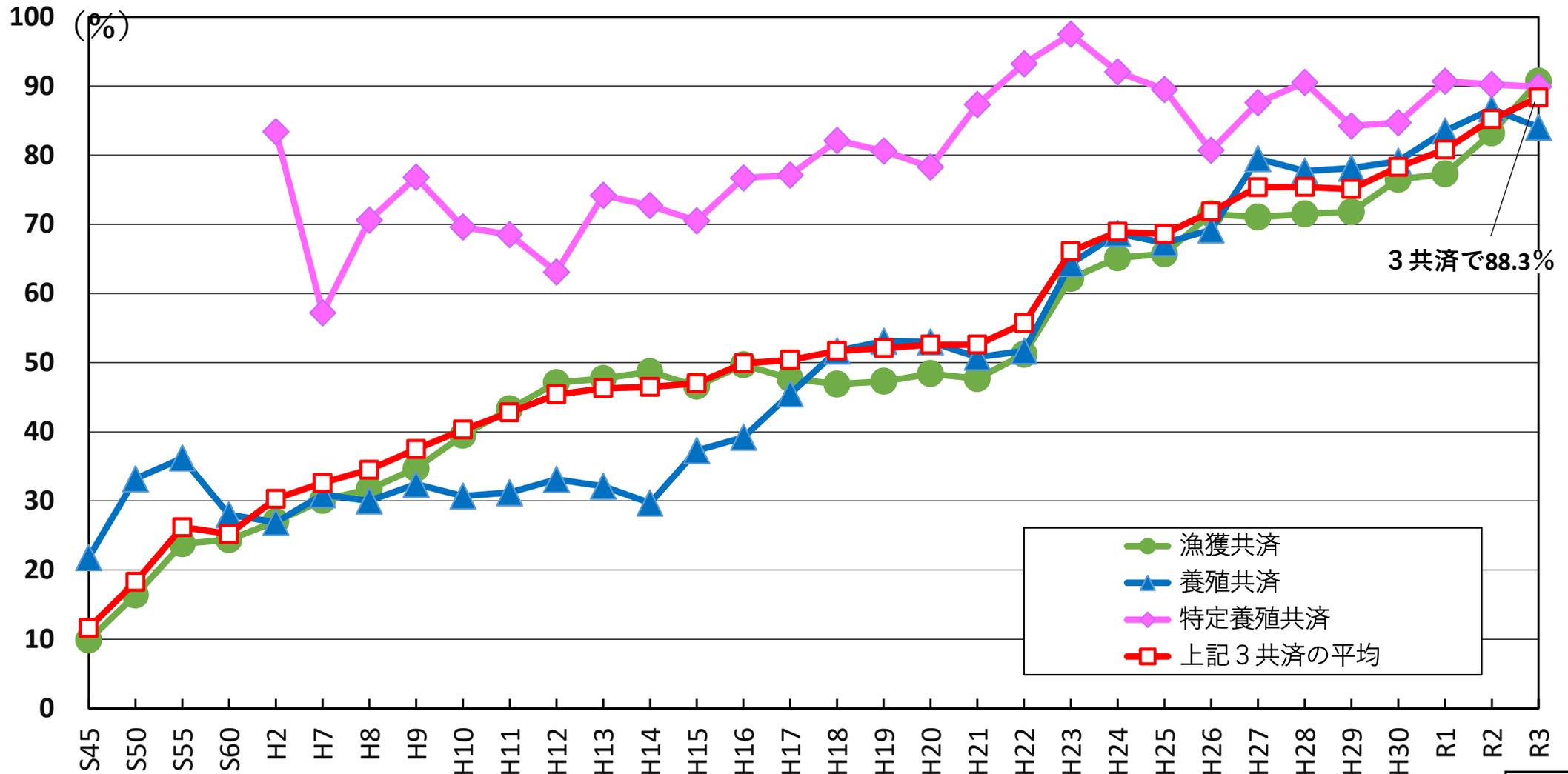
※全国合同漁業共済組合(21都府県の漁業共済組合がR2(2020)年10月までに合併したもの)及び道県単位の18漁業共済組合

## 6. 漁業共済の加入率の推移(生産金額ベース)

- 漁業共済の加入率は、漁獲共済・養殖共済・特定養殖共済の3共済平均でR3(2021)年88.3%。
- 近年、頻発化する自然災害による漁業被害に備えるためにも漁業共済が果たす役割はますます重要。

### 共済種類別の加入率の推移

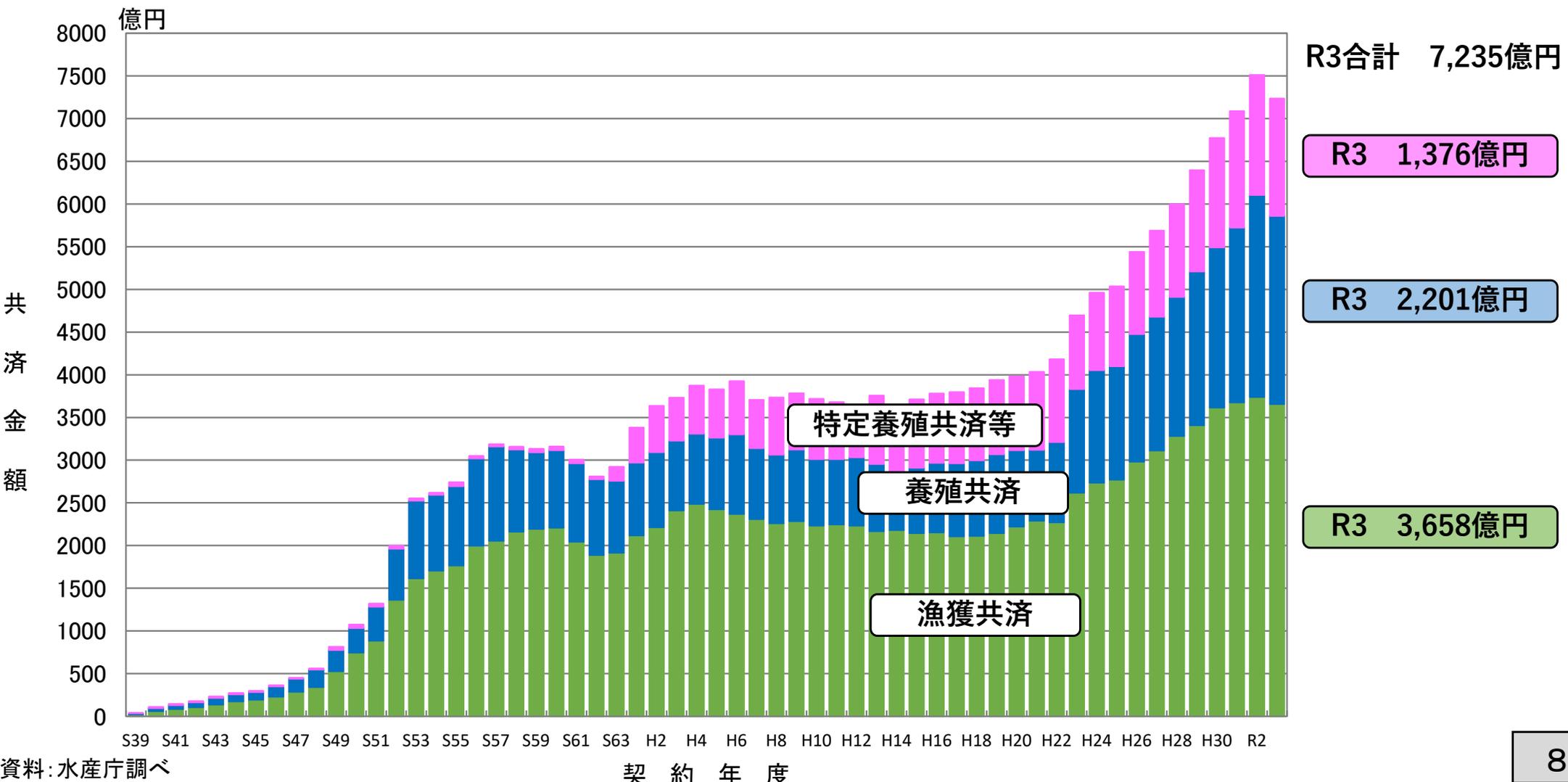
(生産金額ベース)



# 7. 漁業共済の加入実績の推移

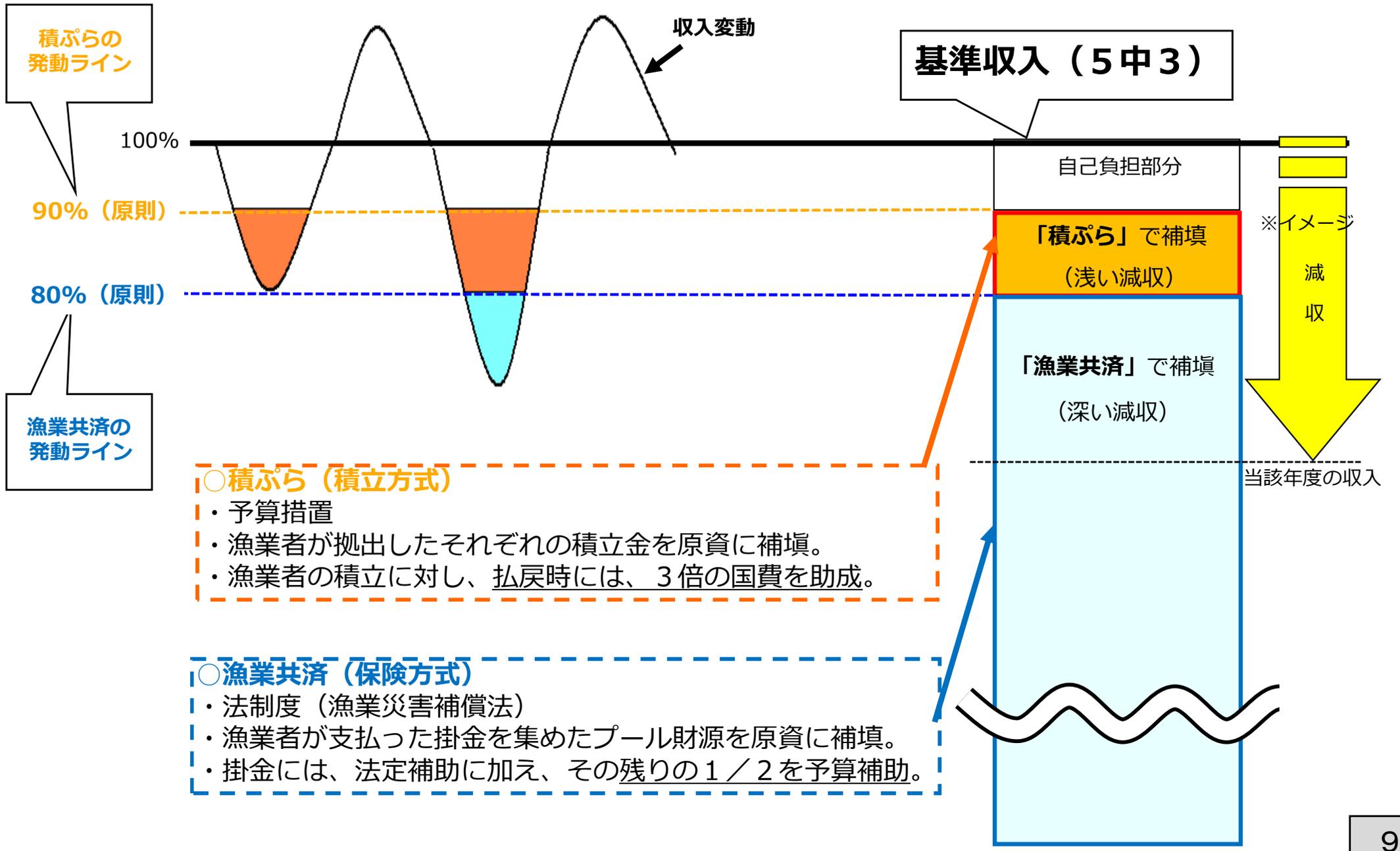
- **漁業共済の加入実績**は、共済金額ベースで漁獲共済、養殖共済、特定養殖・施設共済の合計で**R3(2021)年7,235億円**。
- 不良やコロナ禍など厳しい漁業情勢の中、加入実績としてはR2(2020)年の7,508億円が頭打ちとなったが、依然として同水準が続くものと見込まれる

## 加入実績（共済金額）の推移



# 8. 積ぶらの概要

○ 漁業者の漁獲金額(5中3)を基準として、浅い減収を積ぶらにより、深い減収を漁業共済により補填している。



積ぶらの発動ライン

収入変動

基準収入 (5中3)

90% (原則)

80% (原則)

漁業共済の発動ライン

自己負担部分

『積ぶら』で補填  
(浅い減収)

『漁業共済』で補填  
(深い減収)

※イメージ  
減収

当該年度の収入

- 積ぶら (積立方式)
  - ・ 予算措置
  - ・ 漁業者が拠出したそれぞれの積立金を原資に補填。
  - ・ 漁業者の積立に対し、払戻時には、3倍の国費を助成。

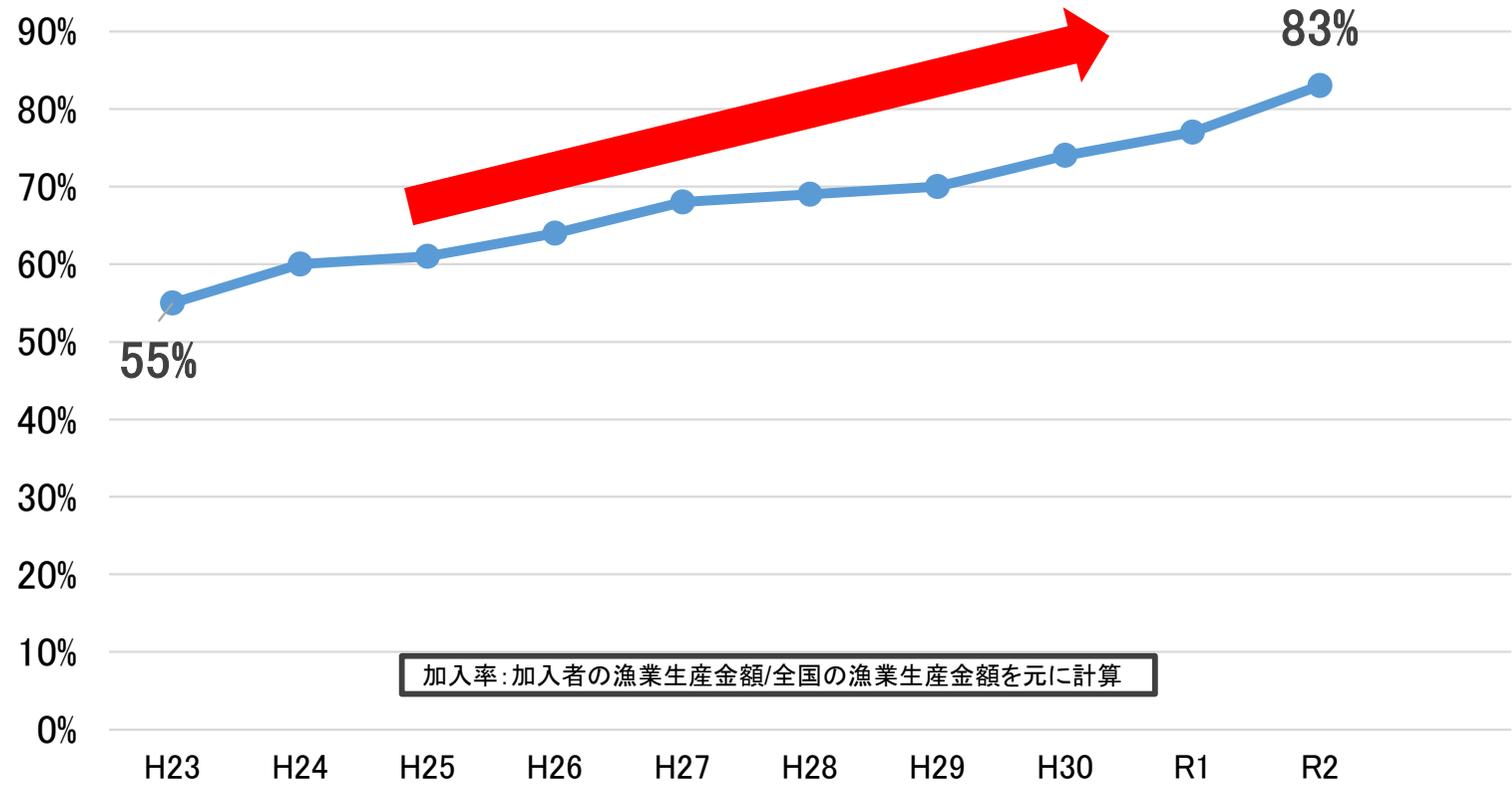
- 漁業共済 (保険方式)
  - ・ 法制度 (漁業災害補償法)
  - ・ 漁業者が支払った掛金を集めたプール財源を原資に補填。
  - ・ 掛金には、法定補助に加え、その残りの1/2を予算補助。

# 9. 積ぶらの加入率の推移(生産金額ベース)

- 積ぶらの加入率は事業開始当初のH23(2011)年は55%だったが、R2(2020)年は83%まで上昇。
- 事業目標ではこれをR5(2023)年までに90%とする目標。

**積ぶらの加入率の推移**

(生産金額ベース)



加入率: 加入者の漁業生産金額/全国の漁業生産金額を元に計算

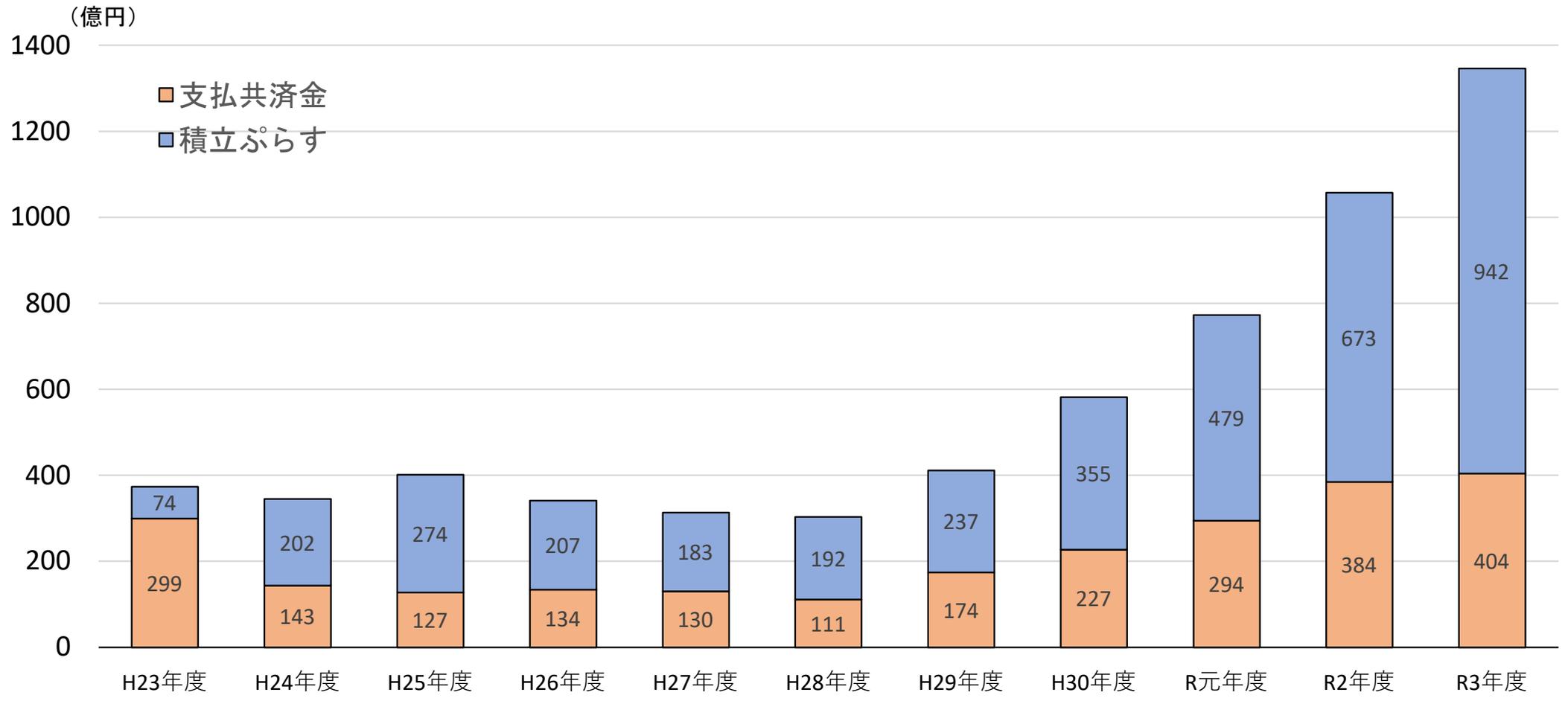
| 年度     | H23 | H24 | H25 | H26 | H27 | H28 | H29 | H30 | R1 | R2 |
|--------|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|----|----|
| 加入率(%) | 55  | 60  | 61  | 64  | 68  | 69  | 70  | 74  | 77 | 83 |

資料:水産庁調べ

# 10. 漁業共済と積ぶらの推移

- 漁業共済と積ぶらは、H23(2011)～H29(2017)年度に見られるように、毎年の漁模様などによる変動に応じて支払共済金や積ぶらの払戻金が増減。
- しかしながら、近年は不漁やコロナ禍の影響が重なり増加傾向。

**支払共済金と積ぶらの払戻金の推移**



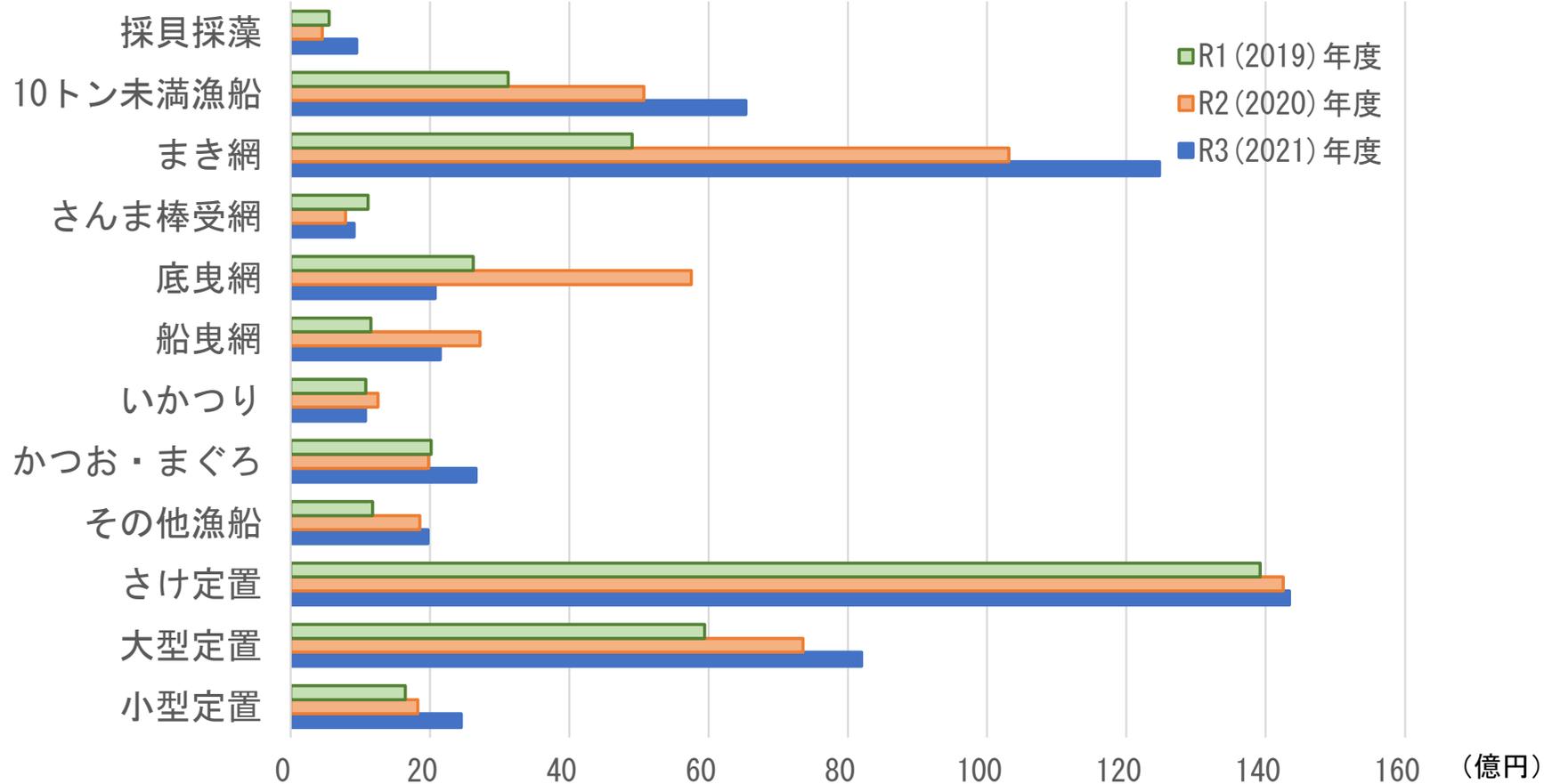
資料: 全国漁業共済組合連合会「令和4年度漁業共済の現況」

# 1 1. 積ぶらの詳細①（漁獲）

○ R1(2019)年度からR3(2021)年度までの3年度分の積ぶらの払戻金の内訳をみると、その年々での漁業種類ごとの漁獲変動等に応じて積ぶらの払戻金の出方も変化。

## 積ぶら（漁獲）の内訳

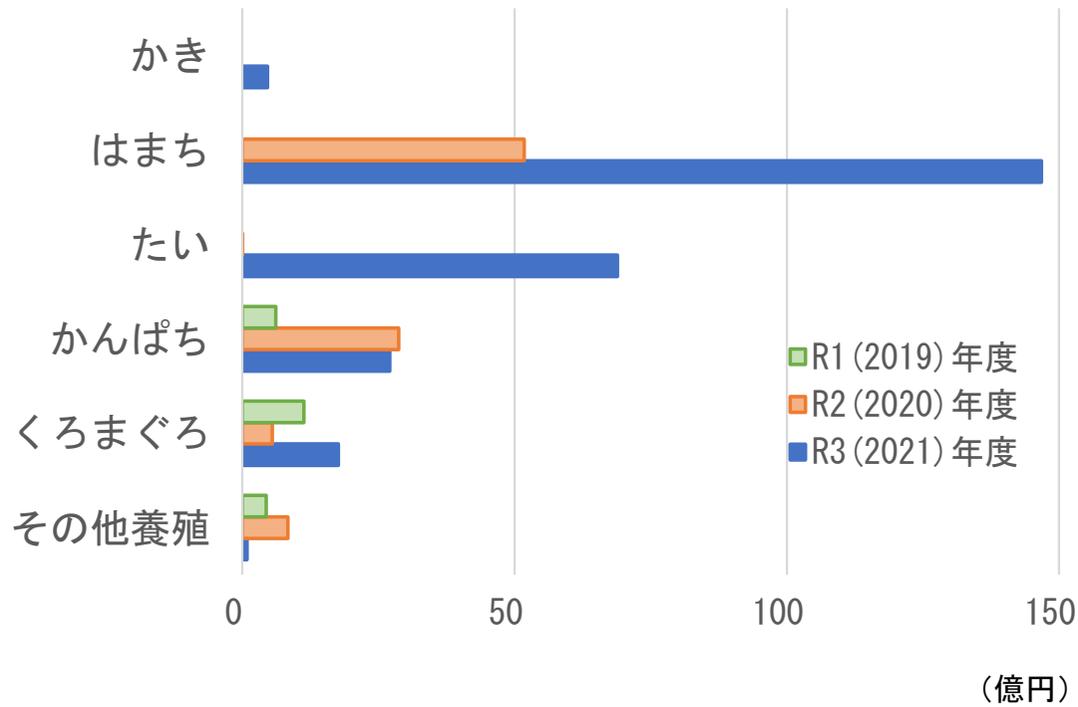
積ぶら（漁獲）



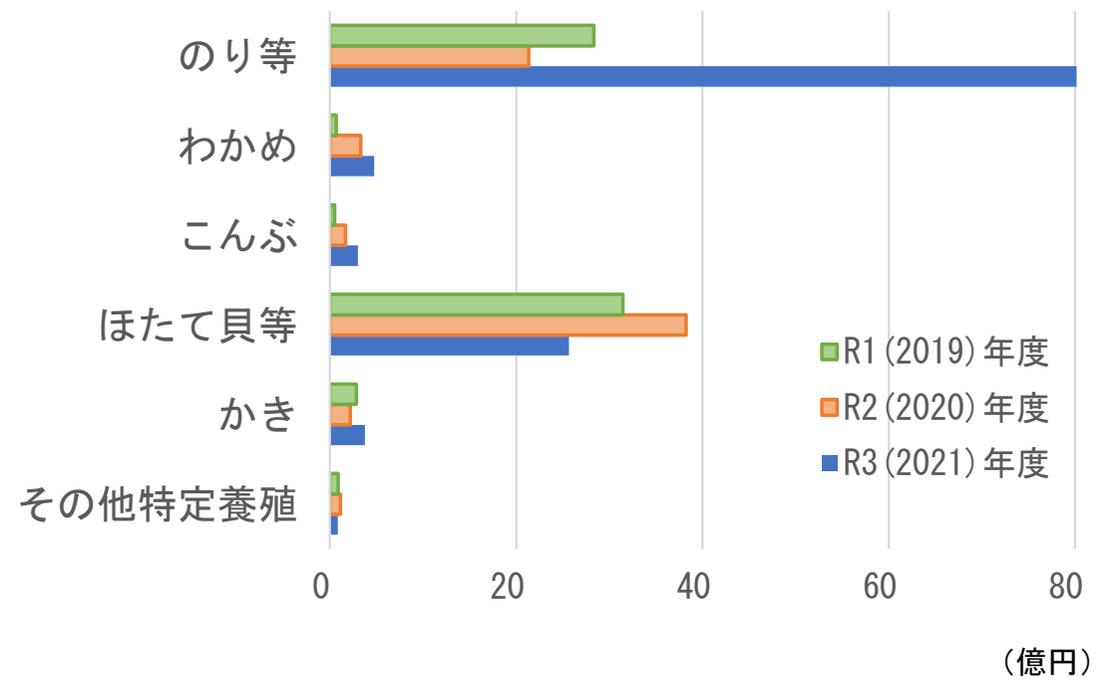
## 1 2. 積ぶらの詳細② (養殖)

### 積ぶら (養殖) の内訳

積ぶら (養殖①)



積ぶら (養殖②)



## <対策のポイント>

計画的に資源管理等に取り組む漁業者を対象に、漁獲変動等に伴う減収を補填するとともに、漁業共済への加入を推進します。

## <政策目標>

漁業経営安定対策のもとで資源管理等に取り組む漁業者による漁業生産の割合（90% [令和5年度]）

### <事業の内容>

### <事業イメージ>

#### 1. 資源管理等推進収入安定対策事業費

##### <積立ぐらす>

計画的に資源管理等に取り組む漁業者に対し、収入が減少した場合に、漁業者が拠出した積立金と国費により補填します。（漁業者と国の積立金の負担割合は1：3）

#### 2. 漁業共済資源管理等推進特別対策事業費

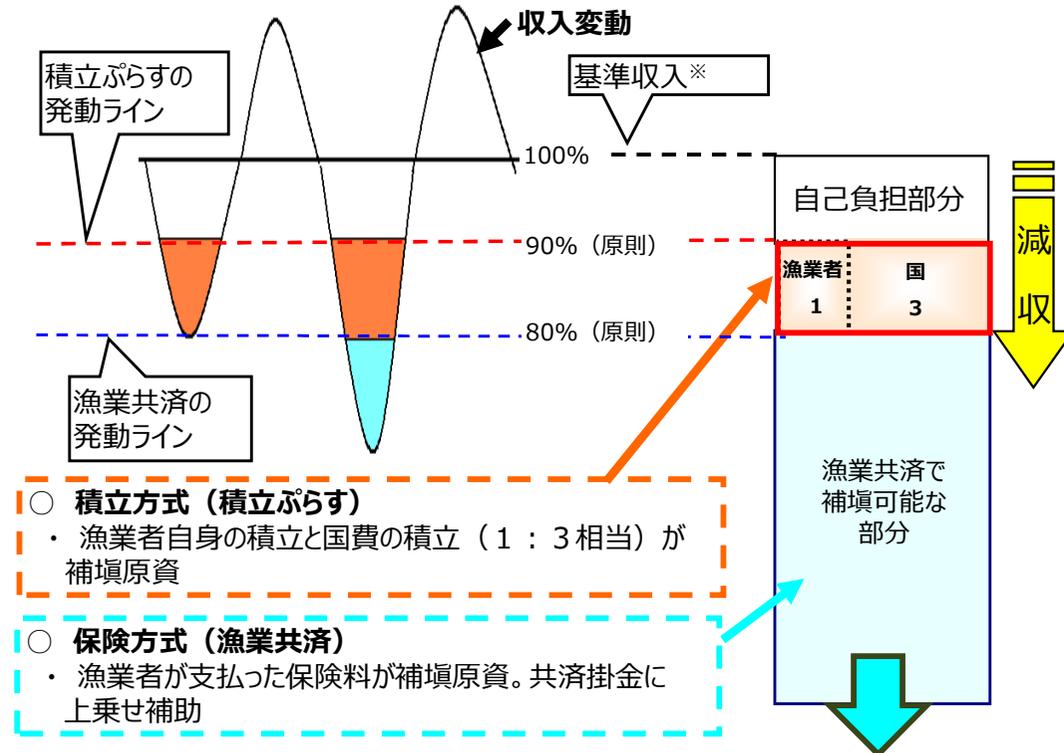
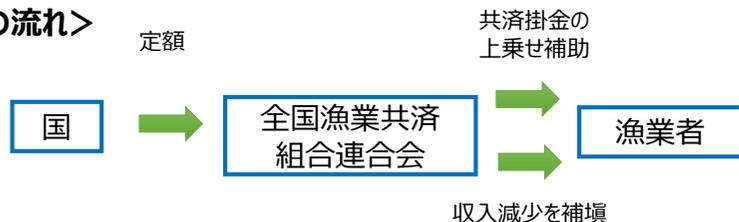
##### <共済掛金の追加補助>

計画的に資源管理等に取り組む漁業者に対し、共済掛金の上乗せ補助をします。（国の補助は共済掛金の30%（平均）程度）

#### 3. 収入安定対策運営費

事業を運営するために要する経費について補助します。

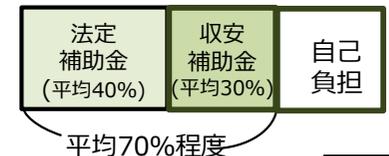
##### <事業の流れ>



- 積立方式（積立ぐらす）
  - ・ 漁業者自身の積立と国費の積立（1：3相当）が補填原資
- 保険方式（漁業共済）
  - ・ 漁業者が支払った保険料が補填原資。共済掛金に上乗せ補助

※基準収入：個々の漁業者の直近5年の収入のうち、最大値と最小値を除いた中庸3カ年の平均値

掛金の負担割合（模式図）



ご清聴ありがとうございました！！